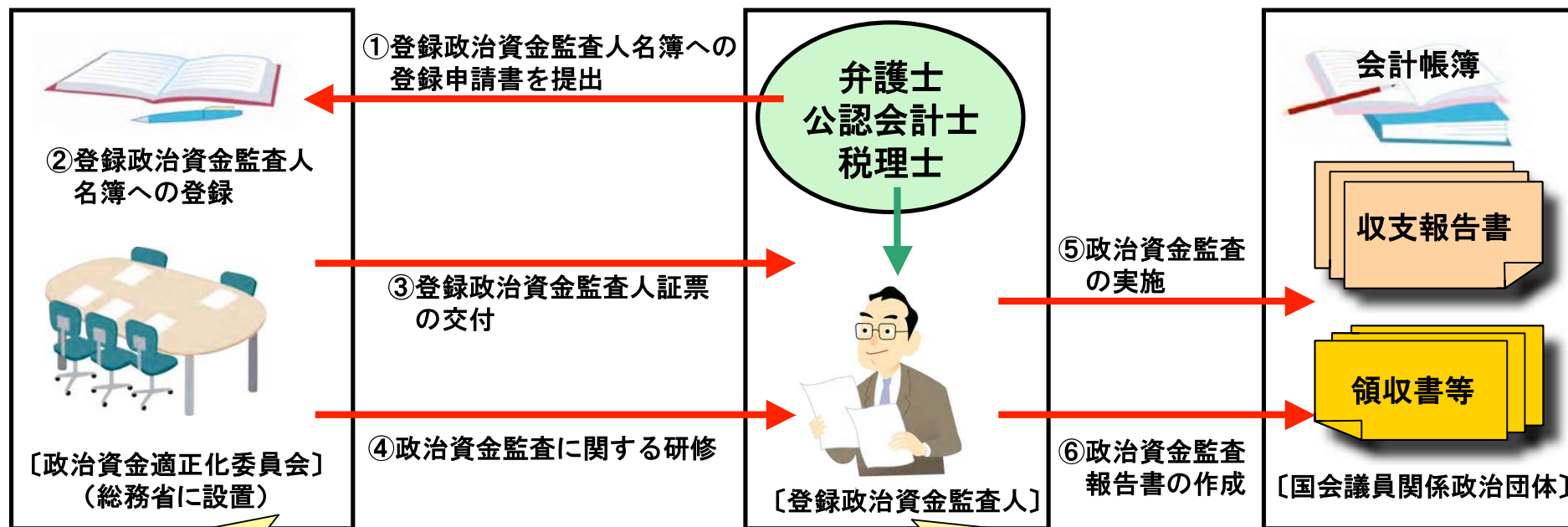


登録政治資金監査人制度の創設

〔平成20年4月1日から施行されています〕

弁護士、公認会計士又は税理士は、政治資金適正化委員会に備える名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができます。



登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会に備える

正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない【守秘義務】

※ただし、次のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿への登録を受けることができません。

- ・政治資金監査報告書への虚偽記載又は守秘義務違反の罪を犯して刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることなくなった日から3年を経過しない者
- ・登録政治資金監査人名簿への登録申請書に記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録を受けた者であることが判明したことにより登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- ・懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けている者